

『個人保証の取り扱い、見直しへ 事業承継の円滑化図る—中企庁』

中小企業庁と金融庁が円滑な事業承継を進めるため、現経営者と後継者の個人保証の取り扱いを見直す検討に着手することがわかった。経営者が代替わりをしたあとも新旧経営者に保証を求める「二重徴求」のあり方が焦点となるもよう。政府が6月をめどにまとめる新成長戦略「未来投資戦略2019」に、創設する制度の方向性やスケジュールを盛り込む方針という。

報道によると、主な検討課題は(1)日本商工会議所と全国銀行協会が2013年12月に公表した「経営者保証に関するガイドライン」における保証の取り扱いの明確化(2)事業者と金融機関の間で経営者保証の解除に向けたスキームの創設。専門家が関与する形をとり、個別事業ごとに適用の可否を判断する。中小企業が金融機関から借入れをする際に経営者の個人保証を取らないことを目指し、ガイドラインの運用が進められてきたが、いまだに旧経営者の保証を残し、新経営者(後継者)からも保証を取る二重徴求が2割弱、新経営者が保証を提供するケースは、二重徴求を含め6割弱に達するという。個人保証を外すには法人と個人の資産・経営陣の分離、金融機関への情報開示など事業者側の努力も必要だが、ガイドラインに対する金融機関の現場対応にばらつきもあるという。



『業績向上や株価向上に期待も「健康経営」認知度まだ2割』

近年、従業員の健康増進を経営方針や経営戦略の一環として明確に位置づけるようになりつつある。企業として積極的に従業員の健康増進に取り組むことを「健康経営」と定義、経済産業省が「健康経営銘柄」や「健康経営優良法人2019(通称ホワイト500)」の選定を行う等、従業員の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に取り組む企業への格付けが積極的に行われている。

先日、アデコ株式会社が人事や経営企画に携わるビジネスパーソンを対象に健康経営に関するアンケート調査結果を発表した。それによると「健康経営」について「言葉も内容も知っている」と回答した者は21%、「言葉は知っているが、内容はわからない」36%、「聞いたことがない」43%だった。すでに健康経営を実施している回答者に施策を聞いたところ8割以上が「メンタルヘルス対策」と回答、続いて「健康づくりの情報提供」「健康づくりのアドバイス、病気予防プログラムの提供」となった。

なお、「健康経営」とは、経済産業省の行う日本の再興戦略、未来投資戦略に位置付けられた取組みの一つでもあり「従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながる」と期待されている。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

